

平成21年度 まちづくり政策部の取組方針結果報告書

1 職員の意識改革

○職場環境の改善
(取組結果およびその評価) 日常的に職場内のカウンター及び机上の書類の整理整頓を意識し、注意喚起を行いました。あわせて、キャビネット等の整理など、行政文書の紛失や情報漏えいがないよう管理しました。書類の多い職場であり、収納場所の確保に苦心しましたが、概ね良好な職場環境を維持できました。
(今後の方針) 書類の適正管理、情報漏えい等の防止の観点からも、引き続き、執務室の整理に努めます。
○職員の意識改革の推進
(取組結果およびその評価) まちづくり条例等の運用について、条例管理課と運用課の相互で運用の再確認などを行い、適正な運用を図りました。
(今後の方針) 引き続き、各種法令に基づく許認可事務、手続事務についての厳正な処理を徹底するため、職員ひとりひとりが、問題意識を持って取り組むとともに、職員間の連携を強化してまいります。

2 業務点検(コンプライアンスの確保を含む)

○適正な事務処理の推進
(取組結果およびその評価) 法令、条例等を遵守した事務処理の徹底に向け、部内をはじめ、関連各課との情報の共有化や相互チェックを行うとともに、必要に応じて調整会議を開催し、適正な事務処理を進めました。調整会議を通して、部内及び関連各課との情報の共有化が図られました。
(今後の方針) 引き続き、部内、関連各課との連携を図り、ミスや見落とし等が発生しないよう、常日頃からの情報の共有化及び相互チェックを図ってまいります。

3 市民からの信頼回復

○公務員としての意識の向上
(取組結果およびその評価) 携帯電話等による電磁波に係る研修会を通じて、知識の習得、スキルアップを図るとともに、国(関東総合通信局)や携帯電話関連事業者との協議、地域住民との情報交換を行い、各方面からの意見を反映させながら、条例策定業務を行いました。
(今後の方針) 今後も、職場研修等を重ねながら、知識の習得・自己研鑽に努め、市民に信頼される職場づくりを目指してまいります。

4 子どもが元気に育つまち

○自然との調和がとれたまちづくりの推進
(取組結果およびその評価) 山ノ内字東瓜ヶ谷の土地において、緑地保全の実現に向け、庁内調整を図るとともに、土地所有者との交渉を重ね、緑地保全を図ることができました。
(今後の方針) まちづくり条例等の総体的な見直しの中でも、自然との調和が取れたまちづくりの推進についての具体的なルールを検討を行ってまいります。
○都市マスタープランの普及啓発
(取組結果およびその評価) まちづくりに関する説明会等において、機会を捉え都市マスタープランの説明等を行いました。
(今後の方針) 引き続き、様々な機会を捉えて普及啓発に努めてまいります。

5 高齢社会への対応方針

○高齢社会にやさしいまちづくりの取組
(取組結果およびその評価) バリアフリーに配慮し、高齢者も住みやすいワンルームマンションの居住スペースの見直し等(18㎡から25㎡へ)を行い、陳情等の緊急的な課題への対応を図りました。
(今後の方針) 引き続き、まちづくり条例等の総体的な見直しの中で、具体的なルールを検討を行ってまいります。

○都市マスタープランの基本方針の推進
(取組結果およびその評価) まちづくりのルール策定等に向け取り組んでいる市民の会議(NPO 団体1、自治会1)において、都市マスタープランに示された、いどう・くらし・たのしみ等の基本方針を考慮し、高齢者にも配慮したまちづくり計画の策定を誘導できるよう、都市マスタープランの基本方針の説明等を行いました。
(今後の方針) 引き続き、機会を捉えて庁内外に対し、基本方針を考慮したまちづくりの推進を誘導してまいります。

6 重要な取組事項

○まちづくり条例等の総体的な見直し
(取組結果およびその評価) まちづくり政策課、都市調整課、開発指導課の3課により、5月上旬から10回程度の条例改正ワーキングを実施しました。6月には運用上の課題抽出、そして7月には項目別課題整理表を作成し、総体的方向性の検討を行いました。 また、庁内全課に対し現行手続基準条例への意見聴取を行いながら、他市事例なども検証し、条例改正に向けた課題及びその対応策の整理を図りました。
(今後の方針) 引き続き、まちづくり政策課、都市調整課、開発指導課の3課によるワーキングを継続し、今後は、関係する部課とも連携を図りながら、条例改正の骨子について、取りまとめを進めてまいります。
○市民との協働のまちづくりの推進
(取組結果およびその評価) 自主まちづくり計画の策定活動を進めていたまちづくり市民団体3団体のうち、1団体について、自主まちづくり計画の素案がまとまり、説明会等が開催され、4月の提案に向け、自治会内において意向確認作業が進められています。
(今後の方針) 引き続き、まちづくりに関する情報の積極的な提供と市民意識の啓発に努めるとともに、まちづくり条例における専門家派遣制度を活用しながら、市民との協働のまちづくりを推進してまいります。

○大規模開発事業に係る助言・指導について (取組結果およびその評価) 本年度、1件の大規模開発事業について、より良い土地利用への誘導を図ることを目的として、市から事業者に対して助言・指導を行いました。 具体的には、戸建住宅の開発事業について、周辺住民やまちづくり審議会等における意見を踏まえ、周辺の良い住環境と調和した住宅地の形成を図るため、隣接する地区計画の区域拡大への協力や、周辺の良い景観や自然環境の維持保全に資することとなる事業者所有の事業地背後の山林を、歴史的風土特別保存地区に指定することについて、引き続き協力を求めること等を内容とした助言・指導を行いました。 これに対して事業者からは、助言・指導に沿う内容の方針が示され、より良い土地利用への誘導を図ることができました。 また、庁内各課に対しては、これまでのホームページへの掲載に加えて、「Star Officeの掲示板」等を活用し、大規模開発事業等の情報提供を図りました。
(今後の方針) 大規模開発事業に係る助言・指導に当たっては、市の施策に即することはもとより、事業地周辺の住環境や景観と調和するなど、より良い土地利用への誘導を図るため、周辺住民やまちづくり審議会等における意見を十分踏まえて行う必要があることはもちろん、助言・指導を行う時期を逸することのないよう留意します。
○都市計画道路の見直し (取組結果およびその評価) 見直し検討対象路線の選定(素案)について、関連各課及び関係機関との調整が概ね終了し、市民が抱えている問題や路線に対する意見等の把握に向けた準備作業として、個別路線の検証及び見直しの方向性のたたき台作成に取り組みました。
(今後の方針) 見直し検討対象路線について、市民が抱えている問題や路線に対する意見等を把握しながら、引き続き検証作業を進め、見直しの方向性の整理を行います。 その後、交通量の検証と総合評価等の作業を経て、見直し(変更・廃止・追加)案を作成してまいります。
○北鎌倉景観地区における都市計画変更 (取組結果およびその評価) 都市計画提案書の受理後、市として都市計画変更の必要があると判断した旨、提案者に通知しました。その後、都市計画変更の素案の確定に向けて、関係者(県・市関係課)との調整や図面作成作業を完了しました。
(今後の方針) 特に手続上重要な権利者調整に努め、十分な理解を得た後、素案の閲覧、公聴会の開催、法定縦覧及び都市計画審議会への付議など、一連の都市計画手続を進めてまいります。